

監査報告書

令和4年6月3日

社会福祉法人ゆたか福祉会

理事長 鈴木清覺 殿

監事 戸治 隆夫 

監事 木下利和 

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人CTS監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

監 査 報 告 書 補 足

監事 戸谷 隆夫

2022年5月31日午前9時30分より午後3時30分まで、社会福祉法人ゆたか福祉会本部事務所において、監事監査及び会計監査人の会計監査報告を行いました。監査の所見について報告します。

記

今年度より外部の会計監査人の導入が行われたことを踏まえ、会計監査人の監査の対象外及び監査基盤の強化について主として監査、意見交換をしました。

1. 会計監査人の監査報告について

CTS監査法人より「監査結果の報告書」（ドラフト版）をもとに監査実施概要と監査結果の報告を受けました。監査の実施については、日本公認会計士協会の実務指針に沿って行なわれています。リスク・アプローチの考え方に基づく「財務報告に影響を及ぼすリスク」の抽出について妥当と評価しました。監査の実施方法及び工程についても適正と判断します。監査法人より6月3日に提出される「監査報告書」では、「無限定適正意見の表明」の予定です。

2. 予算管理について

事業活動による収支（内部取引消去前）は予算実績の対比で、収入は予算比100.49%支出は予算比99.08%となり、予算内執行であることは認められました。本年度より工賃を消費税の課税仕入れから除いたため「就業支援事業販売販売原価支出」が予算比を超過すると思われましたが、他の支出の減で予算比99.74%に収まっています。尚、国税不服審判所の結果は直接の損失を生じさせないものであり、前4年課税期間の課税仕入の判断についても「納税者の適法な判断」によるものであり、国税当局の更正決定も修正申告の懲罰も受けていないので偶発債務として注記を要しないと判断します。

3. 内部統制基盤の強化

会計監査人の監査の品質及び監事の運用の監査を有効にするために内部統制基盤の強化は不可欠です。この間の組織運営の整備で「内部牽制機能」は整備されてきています。監査法人の指摘にもありますが、預金の管理など検討の必要があります。引き続き内部監査体制を強化するため、内部監査担当者の選任、監査計画の策定、監査項目の選定など検討を必要と思います。

4. 社会福祉充実残額

社会福祉法第55条の2「社会福祉充実残額」の算出について「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に照らして算出されているか確認をいたしました。

計算は「社会福祉充実残額算定シート」にて行われ、その数値に誤りがないことを計算書類及び事務処理基準による区分表並びに財産目録にて確認いたしました。

計算過程の書類の保存についても適正に保存されていることを確認いたしました。

計算の結果、「社会福祉充実計画」の策定の対象となる金額が存在しないので「社会福祉充実計画」の策定の必要がないことを認めます。

以上

社会福祉法人ゆたか福祉会 理事長 鈴木清覚様

2021年度監査報告について

木戸利秋（ゆたか福祉会監事）

2022年5月31日（火）に理事長、法人本部長同席のもとに行つた2021年度の業務監査にもとづき、以下の点について監査委員としての意見を述べます。

1 検討した監査資料は次の通りです。2021年度法人事業報告（案）、2021年度各事業本部の事業報告（案）、「2021年度の苦情解決と第三者委員会の報告」、2021年度の理事会、評議員会の議事録です。

監査の結果、社会福祉法人の運営が全体として適正に行われていることを確認しました。とりわけ昨年度の新型コロナへの法人の取り組みをふまえ、新型コロナ版の業務継続計画（BCP）を策定し、感染防止対策と諸活動の両立をめざすことが法人と事業所で展開されました。そのなかで第6期総合計画の重点課題では福祉村関係の事業など進展が見られた部分と権利擁護・虐待、事故など課題が明らかになった部分に分かれる結果になりました。しかし、後者を含めて事業の点検・見直しが行われ改善が図られていると言えます。

2 以下、2021年度の事業報告案にかかわって4点意見を述べます。

第一に新型コロナ二年目をめぐる法人の対応です。とくに感染力の強いオミクロン株の広がりをみせた第6波（22年1・3月）で1日でも休所した利用者は312名、延べ休所日数は1,354日、未請求給付費は928万と報告されているように事業運営に大きな影響を与えました。そのなかで利用者ご家族へのアンケート調査を実施し、不安や負担に感じていることをグラフと自由記述の両面から明らかにしたことは、「この大変さ誰が理解してくれるのか」というこれまで隠れて見えなかった利用者家族の思いを法人・事業所に突きつける形になりました。例えば、22年度は労災事故がこの10年余りで最多となる22件報告されました。その半数は利用者との関り、すなわち噛まれる、叩かれるといったケースが多いとされ、背景に新型コロナによる外出制限や行事の中止などストレスの可能性が指摘されていますが、家族アンケートの結果からもそれは傾けるものです。調査結果をふまえBCPを見直すとともに、法人だけでは解決できない課題についての検討が必要です。

第二に福祉村関係の二つの重点課題が着実に計画的に実施されてきました。まず福祉村から名古屋へ希望される方12名の移行が実現し、名古屋市の地域生活支援拠点事業所の運営がはじまりました。また福祉村の新しい将来構想の検討も、第二ゆたか希望の家敷地内に建設される新棟の整備計画が承認されました。さらにグループハウスなぐらの建物・敷地の今後の活用についても、“地域プロジェクト”的な会議を拠り所に進められ、今後基本構想が取りまとめられます。他方、名古屋の重点課題のひとつである元塩・星崎地域の事業所の活動内容や機能の整理・再編については、検討チームの立ち上げと議論は進展しませんでした。この地域は、大都市部でありながら地域の町内会、防災組織など地域との連携・協力が法人のなかでも進展しています。地域の可能性を活かした構想が期待されます。

第三に権利擁護・虐待、事故とその対応です。福祉村において職員による地域の利用者への虐待事案が発生しました。これに対し法人では「権利擁護・虐待防止委員会」の開催や外部委員の意見聴取を通して、虐待発生の原因や背景、再発防止策について検討し、全体職員研修等を通して職員全体で共有・教訓化されてきました。当該事業所の事業報告においても原因と対策が明記され、取り組まれていることが確認できました。また名古屋においても重大事故につながりかねない事案が発生しました。これらは事業所レベルであり返りを行うだけでなく、ケースによっては苦情解決と第三者委員会へも報告し、その意見をふまえ、原因と再発防止策をまとめられました。関連して利用者支援に関する家族アンケートが2年ぶりに実施されました。前回を上回る高い評価となっていますが、自由記述では職員とのコミュニケーションや事業所と家庭間の情報の共有など、前回アンケートと同じような指摘がみられますので点検が必要です。

最後に法人財政のトータルな検討に着手したことです。20年度決算や21年度当初予算案に表れた人件費率上昇の原因を分析することが契機になっていますが、理事会、評議員会で法人財政問題の「中間報告」をめぐって議論が行われました。これは提起されているような雇用や賃金制度に関わるのはもちろんですが、競合する事業者が増えているなかで新規の利用者をどのように獲得していくのか、職員をどのように確保・育成していくのか、根本的には法人理念、あるいは法人や事業所の魅力や強みをどのように語り、押し出していくのか、という問い合わせと実践が含まれています。

以上